

認可外保育施設の無償化に係る留意事項について

認可外保育施設の利用者が、幼児教育・保育の無償化に係る給付(施設等利用給付)を受けるためには、利用者が認定を受けることに加え、施設が次の要件を満たすことが求められています。いま一度各種基準等を御確認いただき、基準の遵守に努めていただくようお願いいたします。

施設に求められる要件

① 「特定子ども・子育て支援施設等」として確認を受けていること。

「特定子ども・子育て支援施設等」としての確認申請を行い、市から当該施設として確認を受ける必要があります。対象施設は、市公式ホームページにおいて公示しています。

また、国が定める「運営に関する基準」(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第54条から61条まで)を満たすことが求められます。詳しくは、別紙「子育てのための施設等利用給付に関する留意事項について」を御覧ください。

● 「特定子ども・子育て支援施設等の公示について」

https://www.city.morioka.iwate.jp/kosodate/kodomo_azukeru/1028703.html

● 「「特定子ども・子育て支援施設等」に係る集団指導の資料について【書面開催】」

<https://www.city.morioka.iwate.jp/kenkou/chiikifukushi/hojin/1037206.html>

② 認可外保育施設の指導監督基準を満たしていること。

「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」が発行されていることが求められます。

国の法令により、幼児教育・保育の無償化の開始後の5年間は、指導監督基準を満たしていない施設も無償化の対象となっておりましたが、令和6年10月1日以降は、指導監督基準を満たしていない(証明書の発行が無い)期間は、無償化の給付対象外となります。利用者が認定を受けている場合であっても、給付を受けることができなくなりますので、指導監督基準の遵守及び指導監査指摘事項の改善に努めてください。

指導監査基準等については、次のページに掲載しておりますので、御確認ください。

● 「【事業者の方へ】認可外保育施設の設置届出等に関する手続きについて」

https://www.city.morioka.iwate.jp/kosodate/kodomo_azukeru/1035609.html

● 「児童福祉施設等指導監査について」

<https://www.city.morioka.iwate.jp/kenkou/chiikifukushi/hojin/1003894.html>